

指定介護予防短期入所生活介護  
社会福祉法人寿敬会  
ショートステイセンター 大日山荘  
利 用 契 約 書

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第1条 (契約の目的)  
第2条 (契約期間)  
第3条 (介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更・決定)  
第4条 (介護保険給付対象サービス)  
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)  
第6条 (契約期間と利用期間)  
第7条 (サービス従事者)  
第8条 (介護予防短期入所生活介護サービスの実施)  
第9条 (運営規定の遵守)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第10条 (サービス利用料金の支払い)  
第11条 (利用の中止・変更・追加)  
第12条 (サービス内容の変更)  
第13条 (利用料金の変更)

第三章 当事業所の義務

- 第14条 (当事業所及びサービス従事者の義務)  
第15条 (守秘義務)  
第16条 (個人情報の保護)  
第17条 (サービス従事者の禁止行為)

第四章 利用者の義務

- 第18条 (利用者の施設利用上の注意・義務等)  
第19条 (利用者の禁止行為)

第五章 損害賠償 (当事業所の義務違反)

- 第20条 (損害賠償責任)  
第21条 (損害賠償がなされない場合)  
第22条 (当事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六条 契約の終了

- 第23条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)  
第24条 (利用者からの中途解約)  
第25条 (利用者からの契約解除)  
第26条 (当事業所からの契約解除)  
第27条 (契約の一部が解約又は解除された場合における関連事項の失効)  
第28条 (清算)  
第29条 (身元引受人)  
第30条 (連帯保証人)

第七章 その他

- 第31条 (苦情処理)  
第32条 (協議事項)  
第33条 (重要事項説明書について)

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人寿敬会（以下「当事業所」という。）は、利用者が末尾記載の事業所（以下「当事業所」という。）において、事業所から提供される指定介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 当事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して支援することを目的として、利用者に対し、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- 当事業所が利用者に対して実施する介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。
- 但し、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、また第2項の内容に変更があった場合は利用者に事前に通知し変更するものとします。

### 第2条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要介護状態区分の変更をうけ、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
  - 契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合は、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
  - 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、更新前の期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- この更新後における契約期間中に利用者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但書と同様の取扱とします。

### 第3条（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 事業所は、利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合にはそれに沿って利用者の介護予防短期入所生活介護サービスに係る介護予防短期入所生活介護計画を介護保険法令に基づき作成するものとします。
- 事業所は、利用者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。
- 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業所は、利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請があった場合、介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、

その結果、介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族や利用者に関わる居宅介護支援事業所等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

1 当事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスとして重要事項説明書に記載の介護保険給付対象サービスを提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 当事業所は利用者との合意に基づき、要介護認定されていない場合、入院等により介護保険給付の適応外となっている場合、また介護保険給付の区分支給限度基準額を超えて介護予防短期入所生活介護サービスを利用する場合等も重要事項説明書に基づきサービスを提供するものとします。

2 前項の他、当事業所は利用者との合意によって重要事項説明書に記載した介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

3 前1項及び第2項のサービスについて、その利用料金は利用者が全額負担するものとします。

4 当事業所は第1項及び第2項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、当事業所が利用者に対して、サービスを実施する期間をいいます。

#### 第7条（サービス従事者）

本契約において「サービス従事者」とは介護職員、保健師、看護師、ソーシャルワーカー等、当事業所が介護予防短期入所生活介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

#### 第8条（介護予防短期入所生活介護サービスの実施）

1 介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、利用者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。また事業所の求めに応じ介護保険被保険者証等必要書類を提示し利用するものとします。

2 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は居宅介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

3 利用者は、介護予防短期入所生活介護サービス利用にあたっては、介護予防短期入所生活介護サービス事業所の重要事項説明書のサービス利用に関する留意事項に従い利用するものとします。

## 第9条（運営規程の遵守）

- 当事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、当事業所、利用者ともに遵守するものとし、当事業所がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 利用者は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解除することができます。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第10条（サービス利用料金の支払い）

- 利用者は、要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載されている割合）を当事業所に支払うものとします。  
但し、利用者の介護予防サービス計画作成依頼または自ら作成した介護予防サービス計画を市町村に届出していない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（所定の手続きを市町村に行うことにより介護保険給付額が介護保険から払い戻されます（償還払いといいます））
- 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金全額を当事業所に支払うものとします。
- 前項の他、利用者は食事の提供にかかる費用及び滞在費等実費を当事業所に支払うものとします。
- 利用者は、第1項及び第2項及び3項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、利用者は翌月20日までに当事業所に支払うものとします。

### 第11条（利用の中止・変更・追加）

- 利用者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は利用開始日又は利用期日の前日までに当事業所に申し出るものとします。
- 当事業所は、利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。
- 利用者は、介護予防短期入所生活介護サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 第3項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、当事業所は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

### 第12条（サービス内容の変更）

- 当事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの実施にあたり、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることが

できるものとします。

- 2 前項の場合に、当事業所は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

#### 第 13 条 (利用料金の変更)

- 1 第 10 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 10 条第 2 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所は、利用者に対して、事前に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 当事業所の義務

#### 第 14 条 (当事業所及びサービス従事者の義務)

- 1 当事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 当事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、利用者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 当事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 当事業所は、利用者もしくは家族等の請求に応じて介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 当事業所は、介護予防短期入所生活介護サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第 15 条 (守秘義務等)

- 1 当事業所、サービス従事者及び従業員は、介護予防短期入所介護生活サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 当事業所は、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の介護予防支援当事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第 16 条（個人情報の保護）

- 当事業所は、本契約の締結に際して取得した個人情報、及び今後保有する利用者の個人情報を、個人情報保護方針に基づき適性かつ関係法令に従い保護いたします。
- 個人情報の利用目的について別に定め、その定めた利用目的を達成する為の使用範囲において、本契約をもって利用者の同意を得たものとします。
- 当事業所は利用者の写真をホームページ等に載せさせて頂く事があります。

※辞退される方は申し出てください。

#### 第 17 条（サービス従事者の禁止行為）

サービス従事者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 介護職員及び訪問介護員等による医療行為（医師法等関係法令に基づき認められるものを除く）
- 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

### 第四章 利用者の義務

#### 第 18 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上に必要があると認められる場合には、当事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、当事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と当事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第 19 条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 決められた場所以外での喫煙
- サービス従事者又は他の利用者に対し、傷害行為及び、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などをを行うこと

### 三 当事業所が定めた以外の物の持ち込み

#### 重要事項説明書内 6. サービスの利用に関する留意事項

- 一. 危険物（爆発物、刃物、毒物当他の入居者との生活に支障をきたすと判断されるもの）
- 二. 火災の恐れがあるもの（マッチ、ライター、カセットコンロ、可燃物等）
- 三. その他、共同生活の場として、事業所で危険があると判断したものやペット等

## 第五章 損害賠償（当事業所の義務違反）

### 第 20 条（損害賠償責任）

- 1 当事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害や実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第 15 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、利用者または身元引受人、連帯保証人に故意又は過失、不法行為があつたことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 当事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第 21 条（損害賠償がなされない場合）

当事業所は、自己の責に帰すべき事由がない或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者または身元引受人、連帯保証人が、契約締結時及び心身の状況等に変化があつた場合にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行つたことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者または身元引受人、連帯保証人が、サービスの実施にあたつて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行つたことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者または身元引受人、連帯保証人が、当事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行つた行為に専ら起因して損害が発生した場合

### 第 22 条（当事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 当事業所は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、当事業所は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします

## 第六章 契約の終了

### 第 23 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い当事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - 三 当事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第 23 条から第 25 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 当事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 24 条 (利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに当事業所に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を申し出により即時に解約することができます。
  - 一 第 9 条第 3 項、第 13 条第 3 項により本契約を解約する場合
- 3 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を申し出により即時に解約することができます。
  - 一 利用者が入院した場合
  - 二 利用者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）の変更により利用が中止された場合

### 第 25 条 (利用者からの契約解除)

利用者は、当事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一 当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 当事業所もしくはサービス従事者が第 15 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 当事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、当事業所が適切な対応をとらない場合

## 第 26 条（当事業所からの契約解除）

当事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。また、以下の各号に該当する事案が特に重大であると当事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- 一 利用者またはその身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者またはその身元引受人による、第 10 条第 1 項から第 2 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者またはその身元引受人、ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 五 事業者は、利用者の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合。

## 第 27 条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 23 条から第 26 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

## 第 28 条（精算）

第 23 条から第 26 条により本契約が終了した場合また第 11 条第 3 項により利用中止となった場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 18 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を当事業所に対して負担しているときは、当事業所より請求のあった日から 1 週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

## 第七章 その他

## 第 29 条（身元引受人）

- 一 利用者の残置物や利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 二 当事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 三 身元引受人は、前項の連絡をうけた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 か月以内にその

他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに当事業所にその旨を連絡するものとします。その場合には、当事業所が合理的な事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。

- 四 当事業所は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当事業所の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、当事業所が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、当事業所は法的手段等により解決を図るものとします。

#### 第 30 条（連帯保証人）

- 一 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 二 前項の負担は、極度額 150 万円とします。
- 三 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 四 連帯保証人の請求があったときは、当事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

#### 第 31 条（苦情処理）

当事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口（別紙「重要事項説明書」に記載）を設置して適切に対応するものとします。

#### 第 32 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、当事業所は利用者もしくは代理人と誠意をもって協議するものとします。

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び当事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### 第 33 条（重要事項説明書について）

事業所は、利用者又は代理人に対して、本契約に基づく別紙「重要事項説明書」について説明を行い、同意を受けた後居宅サービスの提供を開始するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者又は身元引受人、連帯保証人、当事業所が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

西暦 年 月 日  
事業者 住 所 和歌山市平尾 2 番地 1  
事業者名 社会福祉法人 寿敬会  
代表者氏名 理事長 中 谷 剛 印

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

契約者（利用者）が署名出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、  
その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(利用者との関係 )

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(利用者との関係 )

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(利用者との関係 )

本契約に係る指定介護予防サービス事業所表

事業の種類	事業所の名称	和歌山市指定番号
介護予防短期入所生活介護	ショートステイセンター大日山荘	3070100924